

平成 21 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社コスモスイニシア
代表者名 代表取締役社長 高木 嘉幸
(JASDAQ コード 8844)
問合せ先 経営企画部長 野崎 勇一
(TEL. 03-3580-2680)

大和ハウス工業株式会社を割当先とする優先株式の引受契約変更覚書及び 主要取引先 13 金融機関を割当先とする優先株式の引受契約の締結等に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 11 日付の「第三者割当による優先株式・劣後株式の発行（取得価額修正条項付）、業務提携、子会社株式の買取及び譲渡並びに譲渡に伴う特別利益の計上に関するお知らせ」及び平成 21 年 9 月 28 日付の「事業再生計画に基づく施策の実施に関するお知らせ」にて公表いたしました第 1 種優先株式の発行につきまして、平成 21 年 10 月 29 日開催の臨時株主総会等において必要な議案が承認可決され、また、当該臨時株主総会終了後の取締役会において、下記記載の第 1 種優先株式引受契約変更覚書及び第 1 種優先株式引受契約書を締結する旨並びに割当先を主要取引先 13 金融機関とする第 1 種優先株式の出資の目的とする財産の内容及び価額を決議し、同日付で当該覚書及び当該契約書を締結いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 割当先を大和ハウス工業株式会社とする第 1 種優先株式引受契約変更覚書の締結

当社は、平成 21 年 9 月 11 日開催の取締役会の決議に基づき大和ハウス工業株式会社との間で締結いたしました第 1 種優先株式引受契約書に定められた「割当先との間における第 1 種優先株式の継続保有に関する取決め事項（割当先の保有方針及び転換制限措置）」について、次のとおり第 1 種優先株式引受契約変更覚書を締結する旨を平成 21 年 10 月 29 日開催の取締役会において決議し、同日付で大和ハウス工業株式会社との間で当該覚書を締結いたしました。（下線部が変更箇所）

（変更前）

当社と割当先との間において、本優先株式の継続保有に関する取決めはありません。

割当先は、本優先株式を第三者に譲渡する場合は、譲渡の相手方及び譲渡の対象となる本優先株式の数等を書面により当社に対して事前に通知することにつき了解をしております。また、割当先は、本優先株式を第三者に譲渡する場合は、予め譲渡の相手方をして、譲渡の相手方がさらに第三者に本優先株式を譲渡する場合にも同様の内容を約させることについて了解をしております。

（変更後）

当社と割当先との間において、本優先株式の継続保有に関する取決めはありません。

割当先は、本優先株式を第三者に譲渡する場合は、譲渡の相手方及び譲渡の対象となる本優先株式の数等を書面により当社に対して事前に通知することにつき了解をしております。また、割当先は、本優先株式を第三者に譲渡する場合は、予め又は同時に譲渡の相手方をして、譲渡の相手方がさらに第三者に本優先株式を譲渡する場合にも同様の事前通知を行う旨の所定の様式の差入書を当社に対して提出させるよう最大限努力することについて了解をしております。

2. 割当先を主要取引先 13 金融機関とする第 1 種優先株式引受契約書の締結

当社は、割当先を主要取引先 13 金融機関とする第 1 種優先株式の発行に関し、未確定であった「割当先との間における第 1 種優先株式の継続保有に関する取決め事項（割当先の保有方針及び転換制限措置）」について、次のとおり第 1 種優先株式引受契約書を締結する旨を平成 21 年 10 月 29 日開催の取締役会において決議し、同日付で主要取引先 13 金融機関との間で当該契約書を締結いたしました。（下線部が確定箇所）

（確定前）

現在、当社と割当先との間において、本優先株式の保有に関する取決めについて協議中であります。当社は、割当先に対して、本優先株式を第三者に譲渡する場合は、譲渡の相手方及び譲渡の対象となる本優先株式の数を書面により当社に対して事前に通知すること、また、割当先が本優先株式を第三者に譲渡する場合には、予め譲渡の相手方をして、譲渡の相手方がさらに第三者に本優先株式を譲渡する場合にも同様の事前通知を行う旨の差入書を提出させることについて依頼する予定であります。

（確定後）

当社と割当先との間において、本優先株式の継続保有に関する取決めはありません。割当先は、本優先株式を第三者に譲渡する場合は、譲渡の相手方及び譲渡の対象となる本優先株式の数等を書面により当社に対して事前に通知することにつき了解をしております。また、割当先は、本優先株式を第三者に譲渡する場合は、予め又は同時に譲渡の相手方をして、譲渡の相手方がさらに第三者に本優先株式を譲渡する場合にも同様の事前通知を行う旨の所定の様式の差入書を当社に対して提出させるよう最大限努力するものとしております。

3. 割当先を主要取引先 13 金融機関とする第 1 種優先株式の出資の目的とする財産の内容および価額の決定

当社は、平成 21 年 10 月 29 日開催の臨時株主総会等において、割当先を主要取引先 13 金融機関とする第 1 種優先株式の発行に必要な議案が承認可決され、当該臨時株主総会終了後の取締役会において、当該第 1 種優先株式の出資の目的とする財産の内容および価額を決議いたしました。その詳細については、別紙 1「第 1 種優先株式発行要項」の第 5 項「出資の目的とする財産の内容および価額」をご覧ください。

以上

第 1 種優先株式発行要項

1. 種類株式の名称
株式会社コスモスイニシア第 1 種優先株式
(以下「第 1 種優先株式」という。)
2. 募集株式の種類および数
第 1 種優先株式 30,500,000 株
3. 募集株式の払込金額
募集株式 1 株につき 1,000 円
4. 募集株式の払込金額の総額
305 億円
5. 出資の目的とする財産の内容および価額
 - (1) 株式会社三菱東京UFJ銀行が当社に対して有する次に掲げる各債権
 - ① 株式会社三菱東京UFJ銀行及び当社間の 2008 年 9 月 30 日付金銭消費貸借契約証書 (その後の変更を含む。)(残高金 105,000,000 円)に基づく貸付金債権金 105,000,000 円
 - ② 株式会社三菱東京UFJ銀行、信金中央金庫、株式会社関西アーバン銀行、東銀リース株式会社、埼玉県信用農業協同組合連合会、株式会社りそな銀行、株式会社泉州銀行、株式会社東日本銀行及び当社間の 2008 年 8 月 26 日付金銭消費貸借契約書 (その後の変更を含む。以下「2008 年 8 月 26 日付金銭消費貸借契約 (大宮)」という。)(残高金 2,571,320,985 円)に基づく貸付金債権金 1,680,773,041 円
 - ③ 株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJリース株式会社、興銀リース株式会社、韓国産業銀行、台湾銀行株式会社、中国建設銀行股份有限公司、株式会社北海道銀行、日新火災海上保険株式会社、株式会社伊予銀行、埼玉県信用農業協同組合連合会、三井住友ファイナンス&リース株式会社、株式会社大垣共立銀行、株式会社中京銀行、株式会社東日本銀行、株式会社福井銀行、兆豊国際商業銀行股份有限公司、株式会社東京都民銀行、株式会社武蔵野銀行及び当社間の 2007 年 9 月 20 日付金銭消費貸借契約書 (その後の変更を含む。以下「2007 年 9 月 20 日付金銭消費貸借契約 (銀座 130 億円)」という。)(残高金 5,000,000,000 円)に基づく貸付金債権金 679,145,785 円
 - ④ 株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJリース株式会社、東銀リース株式会社、台湾銀行株式会社、興銀リース株式会社、株式会社伊予銀行、韓国産業銀行、埼玉県信用農業協同組合連合会、中国建設銀行股份有限公司、三井住友ファイナンス&リース株式会社、株式会社東日本銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社中京銀行、兆豊国際商業銀行股份有限公司、株式会社東京都民銀行及び当社間の

2008年1月18日付金銭消費貸借契約書（その後の変更を含む。以下「2008年1月18日付金銭消費貸借契約（銀座100億円）」という。）（残高金3,000,000,000円）に基づく貸付金債権金1,485,099,967円

- ⑤ 株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社三井住友銀行、住友信託銀行株式会社、株式会社あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社、株式会社横浜銀行、株式会社りそな銀行及び当社間の2006年2月28日付コミットメントライン設定契約書（その後の変更を含む。以下「2006年2月28日付コミットメントライン設定契約（PJF）」という。）（残高金2,270,444,825円）に基づく貸付金債権金1,149,981,207円

(2) 株式会社みずほコーポレート銀行が当社に対して有する次に掲げる各債権

- ① 株式会社みずほコーポレート銀行及び当社間の2007年9月11日付金銭消費貸借契約証書（その後の変更を含む。）（残高金1,212,000,000円）に基づく貸付金債権金788,400,000円
- ② 株式会社みずほコーポレート銀行及び当社間の2007年12月25日付金銭消費貸借契約証書（その後の変更を含む。）（残高金906,000,000円）に基づく貸付金債権金875,800,000円
- ③ 株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、株式会社関西アーバン銀行、株式会社あおぞら銀行、株式会社りそな銀行、信金中央金庫、株式会社十六銀行、株式会社広島銀行、株式会社福井銀行、株式会社横浜銀行、株式会社泉州銀行、株式会社損害保険ジャパン、株式会社みなと銀行及び当社間の平成18年3月22日付金銭消費貸借契約書（その後の変更を含む。以下「2006年3月22日付金銭消費貸借契約（田無）」という。）（残高金2,000,000,000円）に基づく貸付金債権金1,393,793,103円
- ④ 株式会社みずほコーポレート銀行及び当社間の2008年12月30日付特別当座貸越約定書（その後の変更を含む。）（残高金5,300,000,000円）に基づく貸付金債権金97,249,640円
- ⑤ 2006年2月28日付コミットメントライン設定契約（PJF）（残高金2,258,142,505円）に基づく貸付金債権金1,144,757,257円

(3) 株式会社三井住友銀行が当社に対して有する次に掲げる各債権

- ① 株式会社三井住友銀行及び当社間の平成19年12月17日付金銭消費貸借約定書（その後の変更を含む。）（残高金738,000,000円）に基づく貸付金債権金50,711,922円
- ② 株式会社三井住友銀行及び当社間の平成20年3月27日付金銭消費貸借約定書（その後の変更を含む。）（残高金450,000,000円）に基づく貸付金債権金271,200,000円
- ③ 株式会社三井住友銀行及び当社間の平成20年6月10日付金銭消費貸借約定書（その後の変更を含む。）（残高金1,200,000,000円）に基づく貸付金債権金33,330,821円

- ④ 2006年2月28日付コミットメントライン設定契約（PJF）（残高金2,258,142,505円）に基づく貸付金債権金1,144,757,257円
 - ⑤ 株式会社三井住友銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、住友信託銀行株式会社、株式会社あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行、株式会社横浜銀行及び当社間の平成20年7月28日付コミットメントライン契約書（その後の変更を含む。以下「平成20年7月28日付コミットメントライン契約（CML）」という。）（残高金4,500,000,000円）に基づく貸付金債権金1,100,000,000円
- (4) 三菱UFJ信託銀行株式会社が当社に対して有する次に掲げる各債権
- ① 平成18年3月22日付金銭消費貸借契約（田無）（残高金1,300,000,000円）に基づく貸付金債権金318,820,854円
 - ② 2006年2月28日付コミットメントライン設定契約（PJF）（残高金1,935,571,638円）に基づく貸付金債権金981,179,146円
 - ③ 平成20年7月28日付コミットメントライン契約（CML）（残高金4,000,000,000円）に基づく貸付金債権金1,100,000,000円
- (5) 三菱UFJリース株式会社が当社に対して有する次に掲げる各債権
- ① 2007年9月20日付金銭消費貸借契約（銀座130億円）（残高金5,000,000,000円）に基づく貸付金債権金1,500,903,389円
 - ② 2008年1月18日付金銭消費貸借契約（銀座100億円）（残高金3,000,000,000円）に基づく貸付金債権金899,096,611円
- (6) 住友信託銀行株式会社が当社に対して有する次に掲げる各債権
- ① 住友信託銀行株式会社及び当社間の平成19年12月27日付金銭消費貸借契約証書（その後の変更を含む。）（残高金80,000,000円）に基づく貸付金債権金80,000,000円
 - ② 住友信託銀行株式会社及び当社間の平成20年3月31日付金銭消費貸借契約証書（その後の変更を含む。）（残高金833,000,000円）に基づく貸付金債権金603,800,000円
 - ③ 住友信託銀行株式会社及び当社間の平成20年3月31日付金銭消費貸借契約証書（その後の変更を含む。）（残高金364,000,000円）に基づく貸付金債権金170,800,000円
 - ④ 住友信託銀行株式会社及び当社間の平成20年10月31日付金銭消費貸借契約証書（その後の変更を含む。）（残高金304,000,000円）に基づく貸付金債権金642,743円
 - ⑤ 2006年2月28日付コミットメントライン設定契約（PJF）（残高金2,258,142,505円）に基づく貸付金債権金1,144,757,257円
 - ⑥ 平成20年7月28日付コミットメントライン契約（CML）（残高金4,500,000,000円）に基づく貸付金債権金300,000,000円
- (7) 中央三井信託銀行株式会社が当社に対して有する次に掲げる各債権

- ① 2006年2月28日付コミットメントライン設定契約（PJF）（残高金1,612,651,747円）に基づく貸付金債権金800,000,000円
 - ② 平成20年7月28日付コミットメントライン契約（CML）（残高金3,500,000,000円）に基づく貸付金債権金1,300,000,000円
- (8) 株式会社あおぞら銀行が当社に対して有する次に掲げる各債権
- ① 平成18年3月22日付金銭消費貸借契約（田無）（残高金800,000,000円）に基づく貸付金債権金418,820,854円
 - ② 2006年2月28日付コミットメントライン設定契約（PJF）（残高金1,935,571,638円）に基づく貸付金債権金981,179,146円
 - ③ 平成20年7月28日付コミットメントライン契約（CML）（残高金4,000,000,000円）に基づく貸付金債権金700,000,000円
- (9) 株式会社横浜銀行が当社に対して有する次に掲げる各債権
- ① 株式会社横浜銀行及び当社間の平成19年6月15日付金銭消費貸借契約証書（その後の変更を含む。）（残高金827,000,000円）に基づく貸付金債権金680,600,000円
 - ② 株式会社横浜銀行及び当社間の平成20年1月16日付金銭消費貸借契約証書（その後の変更を含む。）（残高金1,627,000,000円）に基づく貸付金債権金229,262,069円
 - ③ 株式会社横浜銀行及び当社間の平成20年7月30日付金銭消費貸借契約証書（その後の変更を含む。）（残高金708,000,000円）に基づく貸付金債権金409,200,000円
 - ④ 平成18年3月22日付金銭消費貸借契約（田無）（残高金600,000,000円）に基づく貸付金債権金418,137,931円
 - ⑤ 株式会社横浜銀行及び当社間の平成21年3月31日付金銭消費貸借契約証書（その後の変更を含む。）（残高金500,000,000円）に基づく貸付金債権金162,800,000円
- (10) みずほ信託銀行株式会社が当社に対して有する次に掲げる債権
- ① 平成20年7月28日付コミットメントライン契約（CML）（残高金2,000,000,000円）に基づく貸付金債権金1,600,000,000円
- (11) 株式会社りそな銀行が当社に対して有する次に掲げる各債権
- ① 株式会社りそな銀行及び当社間の平成19年7月27日付金銭消費貸借契約証書（その後の変更を含む。）（残高金799,580,000円）に基づく貸付金債権金86,597,704円
 - ② 平成18年3月22日付金銭消費貸借契約（田無）（残高金800,000,000円）に基づく貸付金債権金214,767,408円
 - ③ 2008年8月26日付金銭消費貸借契約（大宮）（残高金430,111,875円）に基づく貸付金債権金108,303,946円
 - ④ 2006年2月28日付コミットメントライン設定契約（PJF）（残高金967,110,879円）に基づく貸付金債権金490,330,942円

- ⑤ 平成 20 年 7 月 28 日付コミットメントライン契約 (CML) (残高金 2,000,000,000 円) に基づく貸付金債権金 500,000,000 円

(12) 株式会社関西アーバン銀行が当社に対して有する次に掲げる各債権

- ① 平成 18 年 3 月 22 日付金銭消費貸借契約 (田無) (残高金 1,100,000,000 円) に基づく貸付金債権金 749,925,635 円
- ② 2008 年 8 月 26 日付金銭消費貸借契約 (大宮) (残高金 860,223,749 円) に基づく貸付金債権金 550,074,365 円

(13) 信金中央金庫が当社に対して有する次に掲げる各債権

- ① 平成 18 年 3 月 22 日付金銭消費貸借契約 (田無) (残高金 600,000,000 円) に基づく貸付金債権金 261,336,207 円
- ② 2008 年 8 月 26 日付金銭消費貸借契約 (大宮) (残高金 1,280,985,365 円) に基づく貸付金債権金 523,331,606 円
- ③ 信金中央金庫及び当社間の平成 20 年 5 月 30 日付分割貸付契約証書 (その後の変更を含む。) (残高金 1,111,000,000 円) に基づく貸付金債権金 215,332,187 円

出資の目的とする財産の価額は各債権の金額とする。

なお、本項に記載の残高は、2009 年 9 月 30 日現在の当該債権者に係る残高をいう。また、2006 年 2 月 28 日付コミットメントライン設定契約 (PJF) に基づく貸付金債権については、当該債権のうち、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社三井住友銀行、住友信託銀行株式会社、株式会社あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社、株式会社横浜銀行、株式会社りそな銀行及び当社間の 2009 年 10 月 30 日付コミットメントライン設定契約変更等に係る基本合意書に定める DES 部分を出資の目的とする財産とする。

6. 給付期日

2009 年 10 月 30 日

7. 増加する資本金および資本準備金

資本金 152 億 5,000 万円 (1 株につき 500 円)

資本準備金 152 億 5,000 万円 (1 株につき 500 円)

8. 発行方法

第三者割当の方法により、下記の者に以下のとおり割り当てる。

株式会社三菱東京UFJ銀行	5,100,000 株
株式会社みずほコーポレート銀行	4,300,000 株
株式会社三井住友銀行	2,600,000 株
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,400,000 株

三菱UFJリース株式会社	2,400,000株
住友信託銀行株式会社	2,300,000株
中央三井信託銀行株式会社	2,100,000株
株式会社あおぞら銀行	2,100,000株
株式会社横浜銀行	1,900,000株
みずほ信託銀行株式会社	1,600,000株
株式会社りそな銀行	1,400,000株
株式会社関西アーバン銀行	1,300,000株
信金中央金庫	1,000,000株

9. 剰余金の配当

(1) 第1種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、かつ第17項第1号の定める支払順位に従い、第1種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「第1種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第1種優先配当金の額

第1種優先配当金の額は、1,000円に、それぞれの事業年度毎に下記算式により算定される年率（以下「第1種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額（但し、2010年3月31日に終了する事業年度においては、2009年10月31日以降当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる金額）とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

記

第1種優先配当年率＝日本円TIBOR（6ヶ月物）＋1.50%

「日本円TIBOR（6ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「第1種優先配当年率決定基準日」という。）の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、第1種優先配当年率決定基準日に日本円6ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レートとして英国銀行協会（BBA）によって公表され

る数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。

(3) 第1種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第17項第1号の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「第1種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 累積条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して支払う第1種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その第1種優先株式1株当たりの不足額（以下「第1種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。第1種累積未払配当金については、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第17項第1号の定める支払順位に従い、第1種優先株式1株につき第1種累積未払配当金の額に達するまで、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う。

(5) 非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金および第1種累積未払配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

10. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、全ての種類の株主に対する残余財産の分配に先立ち、第1種優先株式1株につき、(i)1,000円、(ii)第1種累積未払配当金および(iii)第1種未払経過利息の合計額を支払う。

「第1種未払経過利息」とは、残余財産の分配日の属する事業年度における第1種優先配当金の額に、残余財産の分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産の分配日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を乗じて得られる金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）をいう。但し、当該残余財産の分配日の属する事業年度中の日を基準日として第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

11. 議決権

第1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

12. 普通株式を対価とする取得請求権

第1種優先株主は、2013年6月30日以降2033年6月30日（同日を含む。）までの間（以下「第1種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該第1種優先株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づく第1種優先株主による取得の請求（以下「転換請求」という。）がなされた日（以下「転換請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下同じ。）を下回る場合には、(i)各第1種優先株主による転換請求にかかる第1種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）の第1種優先株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じる第1種優先株式以外の転換請求にかかる第1種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

「剰余授權株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいう。

A： (I)当該転換請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該転換請求日の前月の末日（以下「当該前月末日」という。）における発行済株式（自己株式を除く。）の数および(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数

B： (I)当該転換請求日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、(II)(i)当該前月末日における発行済普通株式（自己株式を除く。）の数および(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

「請求対象普通株式総数」とは、第1種優先株主が当該転換請求日に転換請求をした第1種優先株式の数に1,000円を乗じて得られる額を当該転換請求日における下記(2)乃至(4)で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

(1) 第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる第1種優先株式の数に1,000円を乗じて得られる額を、下記(2)乃至(4)に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初、2009年10月30日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本(2)において「当初時価算定期間」という。）の株式会社ジャスダック証券取引所（そ

の承継人を含み、当社の普通株式が株式会社ジャスダック証券取引所に上場していない場合は、当社の普通株式を上場または登録している他の金融商品取引所または店頭売買有価証券市場（複数ある場合は、当社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される金融商品取引所または店頭売買有価証券市場）をいう。以下同じ。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）の90%（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

なお、当初時価算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(3) 取得価額の修正

取得価額は、2009年10月30日以降2033年6月30日（同日を含む。）までの毎年6月30日および12月31日（以下、それぞれ「修正基準日」という。）における時価（以下に定義される。）の90%（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正基準日価額」という。）が、当該修正基準日に有効な取得価額を下回る場合には、当該修正基準日をもって当該修正基準日価額に修正される（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、2013年7月1日以降、修正後取得価額が2013年6月30日における取得価額の30%に相当する額（但し、下記(4)に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本(3)において「時価算定期間」という。）の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

なお、時価算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- ②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の

全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当社は第1種優先株主および第1種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終

値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

13. 金銭を対価とする取得請求権

第1種優先株主は、2013年6月30日以降の毎年7月1日から7月31日までの期間（以下「第1種償還請求期間」という。）、法令上可能な範囲で、かつ下記(1)に定める条件および下記(2)に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができるものとし、当社は第1種優先株主が償還請求をした第1種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める額（以下「任意償還価額」という。）の金銭を、当該第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、償還請求日（以下第(1)号に定める）における分配可能額または下記(2)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1種優先株式は、償還請求が行われた第1種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。

(1) 取得の条件

第1種優先株主は、本項に基づく第1種優先株主による償還請求がなされた日（以下「償還請求日」という。）の最終事業年度にかかる貸借対照表における純資産の額から、以下の金額の合計額を控除した金額が150億円を上回る場合に限り、償還請求をすることができる。

- (a) 償還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第1種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に剰余金の配当が決定された第1種優先配当金の総額
- (b) 償還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第1種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定された第1種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額

(2) 任意償還価額の上限金額

第1種優先株主は、償還請求日の最終事業年度にかかる損益計算書における当期純利益の2分の1から、以下の金額の合計額を控除した金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。

- (a) 償還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第1種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に剰余金の配当が決定された第1種優先配当金の総額
- (b) 償還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第1種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定された第1種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額

(3) 任意償還価額

任意償還価額は、第1種優先株式1株につき、以下の金額の合計額とする。

- (a) 1,000円
- (b) 第1種累積未払配当金
- (c) 第1種未払経過利息（但し、「残余財産の分配日」を「償還請求日」と読み替えて適用する。）

14. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、第1種転換請求期間中に取得請求のなかった第1種優先株式の全部を、第1種転換請求期間の末日の翌日が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、かかる第1種優先株式の数に1,000円を乗じて得られる額を第1種転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、かかる期間中に第12項(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値は第12項(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）で除して得られる数の普通株式を第1種優先株主に対して交付するものとする。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

15. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、第1種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、第1種優先株式1株につき、以下の金額の合計額とする。

(a) 1,000円

(b) 第1種累積未払配当金

(c) 第1種未払経過利息（但し、「残余財産の分配日」を「強制償還日」と読み替えて適用する。）

16. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、第1種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 当社は、第1種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

17. 優先順位

(1) A種優先配当金、A種優先中間配当金、A種累積未払配当金、第1種優先配当金、第1種優先中間配当金および第1種累積未払配当金の支払順位は、第1種累積未払配当金を第1順位とし、第1種優先配当金および第1種優先中間配当金を第2順位とし、A種累積未払配当金を第3順位とし、A種優先配当金およびA種優先中間配当金を第4順位とする。

(2) 本要項におけるA種優先配当金、A種優先中間配当金およびA種累積未払配当金の用語は、

いずれも定款第 2 章の 2 で定義される意味で用いられる。

以 上